

「民本主義と帝国主義」再考

李, 秀烈
九州大学大学院比較社会文化学府

<https://doi.org/10.15017/4494509>

出版情報：比較社会文化研究. 11, pp.1-10, 2002-03-15. 九州大学大学院比較社会文化研究科
バージョン：
権利関係：

「民本主義と帝国主義」再考

李 秀 烈

1 二つの五四運動論—「はじめに」に代えて

1919年5月4日、ベルサイユ講和会議が山東省の旧ドイツ権益の日本への譲渡を決定したことに抗議して天安門広場に集まった約三千人の北京の学生たちは、市内をデモ行進し、二ヶ条条約に署名した交通総長・曹汝霖の邸宅に放火した。五四運動の発端である。運動はほぼ二ヶ月にわたって展開され、中国代表団のベルサイユ条約調印拒否をもって終了した。

このような学生たちの行動を論じた、吉野作造による『中央公論』巻頭社論「北京学生団の行動を漫罵する勿れ」（一九一九年六月、『吉野作造選集9』所収→以下、『選9』と略記）の存在は、あまりにも有名である。学生たちが「山東の直接回収を叫び、延いて排日の声を高むるの故を以て、我国の新聞などの類に之等学生諸君の行動を漫罵する者あるに至ては、吾輩不幸にして之に与みすることが出来ぬ」と断言する吉野はいう。

「隣邦の一般民衆は、恐く我国に「侵略の日本」と「平和の日本」とあることを知るまい。若し知つたら彼等は直に排日の声を潜むる筈である。

故に支那に於ける排日の不祥事を根絶するの策は、曹章諸君の親日派を援助して民間の不平を圧迫する事ではない。我々自ら軍閥財閥の対支政策を拘制して、日本国民の真の平和的要求を隣邦の友人に明白にする事である。

之が為に吾人は多年我が愛する日本を官僚軍閥の手より解放せんと努力して来た。北京に於ける学生団の運動は亦此点に於て全然吾人と其志向目標を同じうするものではないか。

願くは我等をして速に這の解放運動に成功せしめよ。又隣邦民衆の同じ運動の成功をも切に祈る所あらしめよ。官僚軍閥の手より解放されて始めて茲に両国間の鞏固なる国民的親善は築かるべきである。」

吉野のアジア観についての代表的な研究者とあってよい松尾尊允は、「民本主義者と五・四運動」（同『民本主義と帝国主義』〔みすず書房、一九九八年〕所収、一九六四年論文初出）の中で、前掲社論全文を引用した後、このような吉野の言説は、「日本の中国侵略がはじまって以来、お

そらくはじめて見る本格的な日中友好論の提唱として、永久に歴史に記録さるべき不滅の文字といっても過言ではあるまい」（前掲書、六三頁）と、最大級の評価を与えている。このような吉野評価は、最近の「吉野作造の中国論」（前掲書所収、一九九六年論文初出）においても、基本的に変わっていないようである。

ここでわたくしが、すでに常識に近いほど、あまりにも有名な吉野の五四運動論を長々と引用しながら、改めて紹介するまでもない松尾の吉野評価を取り上げた理由は、前掲「北京学生団の行動を漫罵する勿れ」と、ほとんど同時期に掲げられた、吉野の別な二つの言説に注目したいからである。それらは、二つとも山東問題を論じたものであった。

『黎明講演集 第五輯』に収められた吉野の講演「山東問題」は、『黎明講演集 第四輯』の「雑記」によれば、偶然にも五四運動勃発の当日である五月四日に、大阪の「中ノ島公会堂」において行われた。「五時半開会、聴衆五千人を算し、空前の盛況にて満員のため、終に入場を謝絶」するほどの盛況ぶりだったようであるが、当時のことを考えれば、この日に吉野が運動の勃発を知っていた可能性はないと思ってよかろう。その意味で、この講演は当然に、五四運動そのものを論じたものではない。しかしここでは、五四運動の主な動因である山東問題を、吉野がどのように認識していたかを知れば足りる。長い講演であるが、要点を整理すれば、大体次のような内容になる。

「山東問題が日本の主張通り解決せられたのは当然の事である。日本に取ては規定の事実であつたものを紛更しやうと云ふのである。チャンと出来上つたものを、戦争参加といふキツかけで紊さうと云ふのが、支那の要求であります。この点について支那の言分に道理のないことは言を俟たない所ありますが、支那が戦争に参加した結果として、新に何等かの利益を得べきものであるとしたならば、支那が戦争に参加したがために新たなる状態が生れ、その新なる状態に基き支那が利権を要求すべきものであるならば、これは日本に喰つてかゝるべきことでなくして、联合国に喰つて掛らなければならぬ事である。これは全くお門違ひであります。」

つまり、吉野からみれば、山東問題は二ヶ条要求の時、すでに解決された問題であり、中国側の態度は「夫婦喧嘩の裁判を他人の処に持つて行つた様なもの」でしかなかったのである。このような吉野の山東問題観は、「北京学生団の行動を漫罵する勿れ」が掲げられた、同じ『中央公論』六月号の論文「山東問題解決の世界的背景」においても、基本的に同じであった。「圧迫を理由として条約の無効を争はんとすれば、少くとも之は巴里で主張すべき事ではない、北京と東京との間に争はるべき問題である」と、中国側を激しく非難しているのである。吉野は講和会議の場で、山東問題が論じられることになるとは、夢にも思っていなかった（「講和会議に提言すべき我国の南洋諸島処分案」一九一九年一月中央公論、『選6』所収）。その分、吉野の怒りが増幅されたのは、いうまでもない。

ところで、以上のような吉野の山東問題論に接した時、われわれは一種の知的混乱におちいりはしないだろうか。五四運動の際、「中華民国北京学生連合会」の名で発表された「北京学生より日本国民に送る書」（西順蔵編『原典中国近代思想史 第四冊』〔岩波書店、一九七七年〕所収）は、山東問題こそが「まさしく暗黒野蛮、暴力でわが四億民族を圧迫蹂躪するもの」であり、「貴国国民の名誉、利害、道徳いづれのためにも、山東問題を放棄するにしくはありません」と警告を発していた。吉野はこのような中国側の山東論と明らかに対立しつつも、五四運動に連帯意識を燃やすのである。山東を論じた吉野の言説が、二ヶ条要求の時に書かれたものならば、われわれはそういう混乱におちいらなくて済むだろう。しかし、これらのものは、明らかにほとんど同時期に書かれた、また述べられたものである。五四運動に寄せる吉野の共感と、山東問題を論じる吉野の態度との間に見られる、このような論理的な不整合性（われわれから見た場合）は、吉野の「文章にしばしばみられる曖昧さ」や「文章が書かれた時期に身を置けば拭い去ることのできる態のもの」（前掲「吉野作造の中国論」）などでは、決して説明できないものである。あるいは、次のような仮説を、立てることもできよう。そのような吉野の山東論は、五四運動期のものであり、後の中国ナショナリズムとの連帯を通じて変化を遂げる、等のように。しかし、わたくしは、この時期の山東論と比較して、その根本的な変化を認める程の吉野の山東論を、この後の時代においても、見つけることができない。

2 吉野作造における1910年代と1920年代

わたくしが、五四運動期における吉野の二つの異なる中国論を取り上げ、長々と述べてきた理由は外ではない。それは、「吉野の中国論」に付きまとう、ある種のイメージ

から解放されたいと思うがためである。吉野の名を聞けば、すぐ二ヶ条要求期の国権主義者から始まり、中国革命史研究を経て、五四運動期におけるあの格調高い五四運動論を思い浮かべ、最後には満州事変期の限界をイメージするのが、一般的ではなかろうか。しかし、このような吉野理解が、ある意味で、その後の研究を制約してきたのも事実である。たとえば、吉野の五四運動論と山東問題に対する態度とを、われわれは一体どのように整合的に捕らえればよいのか。少なくとも、あの格調高い五四運動論を思い浮かべるだけでは、その答えを見いだすことはできないだろう。わたくしが取り上げた、吉野の山東論についての資料は、無視してよいほど、一過性のものではない。

ここで、やはりわたくしは、吉野の中国朝鮮論に関する多くの論文を発表している松尾尊兌の研究を取り上げざるを得ない。前述したように、松尾は吉野の五四運動論を、「日中友好論の提唱として、永久に歴史に記録されるべき不滅の文字」と激賞している。いまから読んで、やや異様とも思われる、歴史的評価の仕方ではあるが、大正デモクラシー研究のリーダーの一人として、それまでどちらかといえば、低く評価されがちであったリベラル・デモクラシーの再評価に積極的に取り組んでいた松尾の強烈な問題意識を考えれば、この点は理解できなくもない。しかし、このような過剰とも思われる使命意識が吉野研究に投影されたとき、等身大の吉野の思想は実体以上に膨れあがり、その後の吉野への開かれた接近をも制約してしまった感がある。つまり、吉野の非帝国主義性を、実物以上に過大に評価する結果、松尾の研究は自ずから、五四運動期（あるいは三一運動期）やその前後の青年交流の時期に集中されることになった。そして、わたくしが取り上げた山東論などに見られる、既成権益擁護を主張する吉野の国家理性はほとんど無視されるか、文章の「曖昧さ」や「歯切れの悪さ」などで説明しようとした。しかし、後で述べるように、吉野はむきだしの帝国主義者でもなければ、国家を越えた理想主義者でもなかった。彼は、むしろ両方の「調和」を理想としていた。吉野は穏和な植民地統治と国民的対中外交を主張するが、だからといって植民地の漸進的放棄や中国側の完全な国権回収に理解を示す者ではなかった。彼は講和会議の後、日本の植民地政策を考えるためイギリスとアイルランドとの関係に大きな関心を表したり（「愛蘭問題の世界的重要意義」一九二一年十月、中央公論、『選6』所収）、二ヶ条以来の在中権益には最後までこだわりをみせるなど、あくまでナショナル・インタレストの観点から日本外交を論じ続けた。

もし吉野の民本主義が帝国主義的か否かだけを単純に考えるとすれば、むしろ中国ナショナリズムが正面きって不平等な日中関係の是正を求めてきた1920年代こそを

問題とすべきではなかろうか。しかし、満州事変期の限界というイメージのみでは、具体的にそれがどのような内容のものを指すのか、そして当時の吉野が何を悩んだかは一向に見えてこないはずである。松尾の研究は、五四運動に至るまでの吉野の中国論については、丹念に論証されているにもかかわらず、なぜか1920年代のそれは、急に年表風の叙述に変わってしまう。松尾の「解説」（同編『中国・朝鮮論』〔平凡社東洋文庫、一九七〇年〕所収）と前掲「吉野作造の中国論」とを、つなぎ合わせながら読んで行くと、20年代の吉野の中国論は、大体、次のようなものであるらしい。

19年、「山東権益だけではなく満蒙特殊権益についても、吉野はもはや執着しない」。23年には、中国側の二ヶ条に基づく諸条約の廃棄通告に対し、吉野は「肯定し得るものではない」といいながらも、世論の中国非難を嘆いた。27年には「満蒙特殊権益に執着を示し」たが、翌28年に入ると「一段と満蒙をふくめた中国権益に執着しない態度を示す」。しかし、吉野が「満州国の存立をみとめていること自体、現実追隨のそしりをまぬがれ難い」。

吉野の五四運動論を山東論抜きで過剰に評価する松尾の研究からは、吉野の20年代を説明できる方法を見つけることができない。最近の研究・前掲「吉野作造の中国論」は、吉野の既成権益擁護の言説を全く無視しているのが目立つ。松尾のいうとおり、吉野研究が「先人の業績を評価するに、その不振な時期、おくれた側面にのみ着目するのは道ではあるまい」だろうが、彼の最も「精彩ある」（前掲「解説」）時期の一面にのみ、研究が集中されるべきでもない。まして、「われわれにとってせめてもの救いである」（前掲「民本主義者と五・四運動」）日中友好論の歴史を発掘するのが、歴史研究の究極的な目的でないのは、なおさらである。

ここまで来ると、わたくしの前には、自ずから二つの課題が浮かんで来るに違いない。それらは大雑把に言って、1910年代の吉野の読み方と1920年代の吉野の読み方とでもいえるような問題群である。吉野の非帝国主義的な側面を強調するためには、当然、一次大戦下の吉野の変貌とその帰結としての五四運動論という、論理的展開が予想される。しかし、すでに見てきたように吉野の五四運動論は、それがいかに格調高い内容をもっていたにせよ、彼の山東論と整合的に捕らえられるべきものであり、非帝国主義的な吉野という結論を急げば急ぐほど、20年代の吉野像は、ますます支離滅裂なものになることは、すでに指摘したとおりである。

小論は、10年代の吉野に比べ、どちらかといえば、重要視されて来なかった20年代の吉野の中国論を、できるだけ丹念に読もうと思っている。それを通じて、可能なら

ば、当時の吉野の心象風景にまで接近したいと願っている。10年代の吉野の中国論を規定していたのが、一次大戦と中国革命史研究であるとするならば、20年代のそれは、ワシントン体制の成立・崩壊と中国ナショナリズムであった。結論的にいって、吉野の中国論は、五四運動後の質的变化を遂げた中国ナショナリズムの展開の前に、大きく揺れ動くことになるのだが、小論は、そのような中国ナショナリズムの展開への対応としての中国論に、焦点を当てた。20年代における吉野の中国論は、10年代のそれに比べ、量的には、はるかに少ないにもかかわらず、その一つ一つには、中国ナショナリズムへの共感と反感と焦燥感が、滲み出ている。

10年代の吉野については、すでに多くのことが、明らかにされてきた。しかし、わたくしは、五四運動に寄せた吉野の共感を、やはりわたくしなりに整理しなければならないだろう。そうしない限り、先人の「おくれた側面にのみ着目」という非難を避けられないに違いない。すでに指摘されてきたように、吉野の五四運動論は、当時の言論界のそれに比較して、確かに群を抜いた内容のものであった。いまから読んで、それは感動的ですからある。しかし、すでに述べてきたように、なぜ吉野の中にあのような五四運動論と山東論が共存し得たかということを考えなければならないだろう。小論は、この問いに答えるため、当時の吉野が連帯の対象と想定していた、中国の青年たちの精神状況をも考慮に入れつつ、吉野の五四運動論を再読してみたい。

3 五四運動と山東問題—1919年という歴史的磁場

つぎのような疑問から始めよう。すでに紹介したように、吉野の五四運動論は、彼自身がいみじくも形容したような「狂乱せる支那膺懲論」的な一般世論と、明らかにその質を異にしていた。ことの重大性や本質性にいちやく着目する吉野の慧眼には、当代きっての中国専門家としての面目躍如たるものがあつた。では、「願わくは我等をして速かにこの解放運動に成功せしめよ。又隣邦民衆の同じ運動の成功をも切に祈る所あらしめよ」（前掲「北京学生団の行動を漫罵する勿れ」）と、高らかに宣言する吉野の確信的な連帯志向は、一体何に基づくものであつたろうか。五四運動の勃発が、ベルサイユ講和の場における、中国側の山東直接返還の要求とその拒否によってもたらされたことを考えれば、そのような確信に満ちた吉野の態度は、当然中国側の要求を受容する上でのものであつたと思うのが、論理的であろう。しかし、吉野は「支那が青島問題を藪から棒に講和会議に持出し」ても、それは「出来ない相談で

はあるまいか」(「支那問題に就いて」一九一九年四月、『黎明講演集 第四輯』所収)と思っていた。ここに、吉野の五四運動論の再読の必要性が出てくるわけである。そのためには、「支那膺懲論」的な一般世論と比べてみて、目が眩むほどの吉野の相対的進歩性には、しばらくの間、目を閉じる必要がある。

吉野の五四運動論に一貫するものは、次の三点であった。まず、運動が「確信的精神」に基づく「自発的」なものであると認識する点であるが、青年たちの中から、中国革命史の精神の継承を感じとる鋭さは、中国専門家・吉野ならではの予感であった。つぎに、五四運動の主な目的が、「官僚軍閥の撲滅」にあり、それらの勢力とあまり関係をもたない一般国民が「彼等の罵倒を甘受する理由なき事」(「日支国民的親善確立の曙光」一九一九年八月、解放、『選9』所収)とする点である。最後は、中国の要求がまさにこの点にあるからこそ、「侵略の日本」を改造し、「平和の日本」を構築することは、焦眉の急務であり、中国の排日に対する根本的対策になり得るとする点である。

当時、大正デモクラシー期における最も戦闘的な戦いに臨んでいた吉野からみて、中国の青年たちの排日が、日本の一般民衆ではなく、まさに吉野が共同の敵と想定していた官僚軍閥に向いている点は、大いに勇気づけられることでもあった。相も変わらぬ旧式思考を引っ提げて、政治と外交を専断する軍閥官僚たちとそれに群がる特権財閥や満蒙独立論者たちは、明らかに「侵略の日本」を象徴する勢力であり、このような勢力と熾烈な戦いを繰り広げていた吉野が、自らをもって「平和の日本」と自負しても、それはあながち無理な位置付けではなかった。

確かに、吉野が紹介している(前掲「日支国民的親善確立の曙光」)、中国の「全国学生連合会」が黎明会に寄せた書簡は、山東問題を全面に掲げるより、どちらかといえば連帯を呼びかける内容のものであった。辛亥革命後の軍閥専制が続く中、中国の青年たちの関心は、相変わらず中国社会を底流しつづける伝統的秩序をいかに解体するかに注がれていた。革命後に成立した権力がまるで清朝に取って変わったかのようなものであるという中国の現実には、否応無しに彼らの関心を「政治」から「社会」へと導いたのである。「なるほど共和は共和にちがいない、だが幸福がわが民に招来されたといえるだろうか。……革命以前は、わが民の禍いは一人の専制君主にあった。革命以後は、数十の専制都督にある。昔は全国で一専制君主がいるだけであったが、今は一省に一専制都督がいる」(「わが民の悲運を哀しむ」、西順蔵編前掲書所収)という李大釗の叫びには、当時の中国青年たちの苦悩が集約的に表現されている。吉野が共感を表していた陳独秀、胡適、李大釗らの「新青年」の騎手たちは、そのような伝統的世界と戦いながら、

中国社会のデモクラシー的改造を模索していた。彼らがロシア革命を経て、民族自決の声が渦巻く中で、講和会議における「国際民主主義」の実現に、ほとんど幻想に近い期待を寄せたのは当然であった。要するに吉野は、当時彼が積極的に取り組んでいた日本社会の民本主義的改造への努力と中国青年たちのそれとを同一視した。青年たちが期待してやまなかった「国際民主主義」的な世界の実現を、それとはやや異なる内容のものであったにせよ、吉野も「大勢」として支持していた。吉野の確信に満ちた連帯志向は、以上のような1910年代における日中両国の思想世界を考慮に入れる時、はじめて理解することができるものである。

しかし、そこに立ちだかる問題が山東であった。中国側からみれば、山東は「侵略の日本」以外なものでもなかった。結論的にいって、吉野は五四運動の表層に流れる精神の潮流は理解できても、その深層に潜んでいる巨大なナショナリズムの全体像を把握することには失敗した。五四運動が起こる一年前、「民本主義と軍国主義の両立」(一九一八年七月、中央公論、『選5』所収)の中で、吉野はつぎのように書いている。

「少くとも戦後の世界は共同主義を以て国際的生活を統制すべき時代であると信ずるが故に、平和主義を根本の理想とする上に立つて軍国的経営を指導せねばならぬと考ふるものである。何れにしても今日の時勢に於て、軍国的施設経営は絶対之を欠く事を許さない。而して之を余輩の主張するが如く、平和的大理想によつて指導せらるべしとする時は、(中略)民本主義の流行は必ずしも軍国主義と相容れざるものではないといふ結論に達せざるを得ない。」

わたくしは、このいかにも歯切れの悪い、しかも遠慮がちな文章から、吉野の煩悶を感じないではいられない。かつて、民本主義が主権の所在を切り捨てながら出発せざるを得なかったように、今度は、その民本主義に「軍国的施設経営」が接ぎ木された。多分、この時期の吉野の前に立ちだかる大きな時代的課題は、自明の前提としての国際秩序と、その枠組みの中での祖国・日本の生存であったろう。「軍国的施設経営」は、民本主義者としての吉野からして、確かに苦しい選択であったに違いないが、彼の目の前には、膠州湾の広大な土地、鉄道敷設権、鉞山の採掘権、そして青島税関が広がっていた。ここに、植民地帝国の一民本主義者としての吉野の限界を指摘することはたやすい。しかし、程度の差こそあれ、このような問題から完全に自由であった近代日本の知識人は、恐らく一人もいなかったことだけは、吉野の名誉のためにも、いっておく必要があるだろう。

いずれにせよ、「軍国的施設経営」を容認するまま、いくら日中連帯を思い詰めても、それは所詮できない相談で

あった。五四運動の後、吉野らによって積極的に進められた学生交流の動きが、わずか一年位で中断してしまうのは、松尾のいう「権力による圧迫」や「交流に熱心だった側の熱意が薄れた」（前掲「吉野作造の中国論」）などといった外的要因のみに求められるべきではない。むしろ、要因は中国側のほうにあったと思うのが妥当だろう。五四運動の際、全身を投げてデモに参加していた李大釗は、急速にマルクス主義のほうに傾倒していった。逮捕、投獄を余儀なくされることになる陳独秀は、すでに一九一九年五月四日号の『毎週評論』に、講和会議に失望して、「いかなる公理も、いかなる永久平和も、いかなるウィルソン大統領の十四カ条宣言も、すべては一文の価値もない空談となった」（野村浩一『近代中国の思想世界』〔岩波書店、一九九〇年〕より再引用）と書いていた。講和会議を「欧州盗品山分け会議」（李大釗「秘密外交と強盗世界」、西編前掲書所収）と喝破した彼らは、被支配民族の敏感さをもって、早くも戦後の国際秩序を相対化しつつあったのである。当時、中国の新しい在り方を模索していた新青年たちが、共感を示し、連帯意識を燃やすほどの内容を、吉野の五四運動論は、確かにもっていた。と同時に、吉野の五四運動は「去ればとて、支那人の暴行に対する自衛の策は決して等閑に附してはならぬ。我の正当なる利権の飽くまで擁護に努むべきは言ふまでもない」（「狂乱せる支那膺懲論」一九一九年七月、中央公論、『選9』所収）というのを忘れなかった。五四運動の際、山東を前面に掲げた中国側の動きに対しては、吉野がほとんど沈黙で一貫したのは故なしではない。このような吉野の山東論の中から、彼らはずいぶん、「侵略の吉野」と「平和の吉野」とを区別できなかつたに違いない。

吉野の山東論に流れる一貫した基底音は、既成条約の絶対視に基づく権益擁護論（満蒙独立論などとは異なる意味において）である。こうした吉野の態度は、吉野の民本主義が国内政治に適用された際に見せた、あの鮮やかな柔軟性・合理性とは異質のものであった。周知のように、吉野の民本主義は、「法律の理論上主権の何人に在りやと云ふことは措いて之を問はず、只其主権を行使するに当つて、主権者は須らく一般民衆の利福並に意嚮を重んずるを方針とす可しといふ主義」（「憲政の本義を説いて其有終の美を済すの途を論ず」一九一六年一月、中央公論、『選2』所収）であり、君主主権論か国家主権論か、などといった法律論から、意図的に身を引くことによって、一層力強い思想的武器となった。ところで、山東問題で示した吉野の条約神聖視的な態度は、法理的ではあっても、決して合理的なものではなかった。

あるいは、日本の条約改正の歴史を顧みるだけでも、山東は十分理解できたはずであるが、吉野は敢えてそれを試

みようとしなかった。その代わり、吉野はひたすら「人格」や「道義的精神」を強調し、「朝鮮だつて台湾だつて之を以てすれば直ぐに治まる。支那の排日問題も直ぐ解決が出来る」（「危険思想の弁」一九二〇年二月、『黎明講演集第四輯』所収）と思っていた。ここからは、中国社会における近代主権国家への動きにある程度の共感を表明しつつも、その全面的開花が日本のナショナル・インタレストと抵触した場合、国民国家的な普遍性を曲げてまでの国権擁護に執着する、吉野の国家理性を読みとることができる。

このように見てくるとき、吉野の国際民主主義論に付きまとう、ある種の限界をも、わたくしはやはり認めざるを得ない。それは所詮、一握りの近代文明諸国のとりしきる、国際秩序に外ならないのではなからうか。不平等な既成権益に基づく「国際民主主義」は、当然暴力性を浴びざるを得ないし、被支配民族の立場からみる時、それは形を変えた帝国主義とほぼ同意語であった。五四運動後に行われた日中學生交流という歴史の一齣は、1919年という歴史的磁場に引き寄せられた二つの放物線が、しばらくの間、接点をもった後、やがて別々の道程を歩み始める様に似ている。吉野の国際民主主義論が真正なるものになるためには、その難しさを十二分承知の上でいうのだが、山東を痛覚の思いでもって（ただ捨てるのではなく）、中国に返すしかなかった。

4 1920年代の始まり方

—山東問題「解決」と吉野—

吉野にとって、1920年代の始まり方は、いろいろな意味で受難を予感させるに十分であった。社会と階級の「出現」に代表される国内的状況は、国家と民衆を軸に思考をめぐらしてきた吉野の民本主義をしないで色あせたものにさせつつあり、山川均『社会主義の立場から——デモクラシーの煩悶——』（一九一九年）は、その幕開けを象徴する書物であった。この毒舌に満ちた山川の作品は民本主義を残忍なまでに嘲ったが、それでも吉野のデモクラシーへの信頼は揺るぎをみせなかった。20年代に相次いで発表された彼の「政論」は、むしろそれ以前よりも精彩を放つ、すぐれた時代批評になり得ている。

しかし、講和会議の場における「米中結託」のイメージと、孫文らによって結成された中国国民党が反帝国主義闘争を党の前面に掲げるようになったという新しい局面は、吉野の中国論を根底から揺さぶるものであったに違いない。大戦後のアジアの秩序は日米両国によって主導されるだろう（「対支外交根本策の決定に関する日本政客の昏迷」一九一六年三月、中央公論）と予想していた吉野からみれば、山東問題を絡んでの米国からの風当たりは全く新しい事態

であった。また、五四運動を境とする中国ナショナリズムの質的变化は、革命勢力対北方軍閥勢力という従来からの図式で中国をみていた吉野を大いに困惑させずにはおこななかったはずである。特に南方革命勢力の系譜たる中国国民党は、1919年、結成早々山東問題を積極的に取り上げ、孫文はワシントンの地で日本を激しく非難した。南方革命勢力による中国統一と「日支親善」を夢見ていた吉野が、山東を克服しない限り、その親善は遼遠なことに見えた。21年には、陳独秀、李大釗らを中心とする中国共産党が組織された。

20年代の吉野の中国論は、以上のような激変する状況に終始追い込まれながら書かれざるを得なかった。中国革命への展望とデモクラシーへの確信に基づいていた10年代の中国論に比べて、20年代のそれは、やや力強さに欠ける拍子抜けの状況分析に終る場合が段々多くなるが、その一つ一つの論文には、大勢の変容とそれに対する吉野の苦悩の跡が色濃く滲み出ている。さしあたりここでは、五四運動以来、懸案になっていた山東問題の「解決」を吉野がどのように認識していたかを取り上げることで、20年代における吉野の中国論の出発を考えることにしたい。

20年代に激発する中国ナショナリズムの国権回復運動は、吉野の中国論に大きな屈折を余儀なくさせるものであった。中国がおかれている一切の不平等的地位の全面的是正を主張しはじめた中国の要求に符合するために、吉野に残されている選択は、「軍国的施設経営」と決別すること以外なかったことはすでに指摘した。しかし吉野の中国論は、この問題を「支那民衆の与論の開拓」と「世界列国の道義的賛同を求むる」(「山東問題の直接交渉の拒絶」)一九二〇年一〇月、中央公論) ことで乗り切ろうとした。当面におけるその具体的な内容が、五四運動後の学生交流の推進と「国際民主主義」的外交の提唱であったのはいうまでもない。学生交流という上滑りの試みで山東問題が解決できるとは、当の吉野自身も信じていなかったかも知れないが、いずれにせよ、「日本国民の生活問題は、国民が経済的に広く四隣の各方面に発展活動することに依つて、始めて解決されることが出来る」(「我国の東方経営に関する三大問題」一九一八年一月、東方時論、『選8』所収) と思う吉野からみれば、山東はあまりにも切実な現実問題として存在していた。かつて、吉野はこの問題について次のように述べている。

「利権の設定だけでは、国民の需要と何の関わりもない。日本国民の要求する所のものは、安全に開拓せられ得る利権の設定せられんことである。利権の開拓は利権の設定よりも必要である」(「我が対支外交の功罪」一九一八年八月、東方時論)

このような吉野が、門戸開放・機会均等を標榜する米国

の政策に共感を示し、領土的政治主義に基づく対中国外交と鋭く対立していたのは当然である。五四運動の際、吉野が述べていた「平和の日本」は、明らかに「利権」を自明の前提とするものであった。ところが、20年代における中国ナショナリズムの要求は、「利権」それ自体の再考を迫るものであり、山東はその幕開けを意味するものにすぎなかった。結果的にいって、吉野の中国論はこの地点からその立脚点を失いかけていたとみるべきだろう。と同時に、吉野の中国論がもつ先進性も色あせていった。

その最初のあらわれが、ワシントン会議の場における山東問題の「解決」である。吉野の警戒にもかかわらず、山東問題はワシントン会議まで持ち越され、日本は大幅な譲歩を余儀なくされたが、これに対する吉野の反応は激しいものであった。今度の会議で「一番得をして居る」のは中国であり、中国のような「実力を伴はない国」に「發達の機会」を与えようとするのは、「新しい時代の精神が促すので、支那が之を如何に受け入れるかは問題とする所ではない。支那の爲めにやるのではなくして、時代の良心の満足の爲めにやるのだ」(「支那問題概観」一九二二年一月、中央公論) と言いつつ吉野の姿は、日中連帯を主張してやまなかった吉野とは明らかに異質のものであった。それほどまでに、吉野にとっての山東は切実な存在だった。

しかし、一次大戦を「軍国主義」のドイツに対する、「民本主義」の米・英の勝利として受け止めた吉野としては、山東問題のためにワシントン会議全体がもつ意義を見失うわけにはいかなかった。最近の「国際問題の処理に関する驚くべき無智と無責任」(一九二二年一二月、中央公論、『選6』所収) の原因は当局にあり、日本外交の民本主義化以外、方法はないと吉野は思った。

5 排日と北伐

一 「国民党正系論」と孫文評価の問題一

山東問題の決着をみた翌年・23年から、26年の郭松齡事件を取り上げた「満州動乱対策」(一九二六年一月、中央公論、『選9』所収) が発表されるまで、吉野は中国やそれに関連する外交問題についての論文を間欠的にしか書かなくなった。それまで『中央公論』をその主な舞台にして、ほとんど毎月といってもいいほど、精力的に中国関連の外交論を展開してきたことを考えれば、この三年間の空白に近い現象は何らかの意味を有するものと考えてよからう。

この時期の吉野が最も積極的に取り組んでいたことは、ある意味で彼の本領ともいえるべき「政論」の領域であった。それは大別して二つの分野に対して行われたが、まず憲政の常道に対する障壁として軍部、貴族院、枢密院などの改

革を吉野が主張したのは当然であった。中でも、軍部による外交権乱用とその根拠たる帷幄上奏は、従来の二重政府的な対中国外交の元凶として、一層激しく批判された。しかし、デモクラットとしての吉野の真面目が遺憾なく発揮されたのは、当時における政党政治の在り方に対するこの上ない辛辣な批判とそれを論じる吉野のスタンスの取り方であった。吉野は政治学と政論の関係を「医学と臨床講義」や「法学と判例研究」(『現代政治講話』[一九二六年]の「緒言」)のそれに例えているが、本来憲政常道の推進者たるべき政党の利益政治は、もう一の障壁として認識された。清浦特権内閣の成立に反対する第二次護憲運動を、政党勢力にその道徳的な資格なしと論破して共感を示さなかったのもそのためであった。

以上のような憲政常道への危機感も、対中外交論における三年間にわたる相対的沈黙の原因の一つとして考えられよう。外に、24年2月の朝日新聞社入りから翌年9月までの『中央公論』への一時的執筆中断や明治文化研究の理由も挙げられる。あるいは、26年6月からの幣原外交に吉野は、概ね満足であったかも知れない。しかし、従来の吉野の外交への取り組み方を考える場合、そのいずれも空白の直接的な説明として成り立たない。ただ、25年1月から半年間に及ぶ入院生活は吉野の断筆を余儀なくさせた。

前記のように、入院生活という肉体的事情以外、吉野の外交への関心の衰退をもたらす原因は見当たらない。確かにワシントン体制の成立で、一応アジアにおける戦後秩序は整った感もあったが、中国の現実にはワシントン体制そのものを根底から揺さぶるほど激動しはじめていた。23年1月には「孫文・ヨッフエ宣言」が発表され、翌年の「中国国民党第一次全国代表大会」で容共方針が確立された。24年11月には、孫文の「大アジア主義」講演が話題を呼び、翌25年には、孫文の死去があり、上海二月ストにはじまる5・30事件が起きた。また、同年に開かれた北京関税特別会議は中国の関税自主権を原則的に承認した。そして日本の中国における特殊利益を認めた石井・ランシング協定の廃棄が正式に決まったのが23年4月であった。

以上のいずれに対しても吉野は発言をしなかった。否、吉野は発言できなかつたと、わたくしは思う。そのどれもが、従来の吉野であつたら、言及してもよさそうな事態ばかりだが、彼は沈黙で一貫せざるを得なかつた。その原因は外でもない。中国革命勢力の流れを汲む国民党や一般民衆による国権回復運動は、明らかに吉野の中国論では対処できない新しい局面であつたからである。革命勢力の中国統一とそれによって予想される「日支親善」、そして日本の利権の確保という吉野の展望は、もはやその現実的基盤を失いつつあつた。そのことを最も敏感に感じ取つていたのが、吉野本人であつたに違いない。わたくしは、ほぼ三

年間の空白の原因を以上のように考える。

ところで、山東問題のあと久々に掲げられた吉野の中国外交論が26年の郭松齡事件を取り上げた「満州動乱対策」であるが、この事件は吉野の長い空白を破るほどの引力をもつものであつた。それまでの革命史研究の帰結として、郭の反乱成功は中国統一を意味するものであり、吉野がこの事件をもって中国統一近しと受け止めたのは当然である。当時の吉野は、日中問題解決の一つの転機として、中国統一を期待していた感があり、統一に伴って「満州」における日本の特殊利益は「致命的大打撃」を受けるのは避けがたい(前掲「満州動乱対策」と予想しながらも、「日支親善」の可能性を信じようとした。しかし、中国ナショナリズムが要求するところは吉野の予想をはるかに超えるもので、初期の中国革命史がもつ日本との関係のみで「親善」を夢見るには、あまりにも時代も変わり、革命運動の質も変わっていた。27年、旧知の国民党要人・戴天仇の来日に際して吉野は次のような切実とした要望を述べなければならなかつた。

「侵略方策の原則的放棄に関連して、諸君に一つ折入つて頼みたいことがある。そは外でもない。支那に於ける我々既占の特殊地位の中、一部階級の私慾を充たすに過ぎざるものはどうでもいゝが、我國民衆一般の生活に直接の關係を有するものに付ては、その發生原因の如何に拘らず、之を合理的に整正するに際し特に穩当な考慮を加へられんことである」(「無產政党に代りて支那南方政府代表者に告ぐ」一九二七年四月、中央公論、『選9』所収)

国民党がこの要望を無視したのはいうまでもない。結論的にいえば、吉野は20年代からの中国ナショナリズムの動きを理解できなかったし、理解しようとしなかつた。関税自主権と治外法権撤廃を勝ち取ろうとする中国の要求は、条約改正闘争における先輩格たる日本からみれば、すぐにも理解できたはずである。にもかかわらず、吉野はひたすら中国革命に注がれた「日本の援助」を同意反復するのみで、中国側の「忘恩」を嘆き、「自己本位的」(「支那と露西亜と日本」一九二六年九月、中央公論、『選9』所収)だと非難した。このような吉野が相次ぐ反帝運動に対抗するため、「新干渉主義を原則的に確立する」(「最近の英支葛藤」一九二六年一〇月、中央公論)必要を唱えるようにまでなつたのは自然である。実際、イギリスは、上海防衛のための共同出兵を提案してきたが、幣原外相の拒否で、27年に単独出兵を行っている。考えてみれば、吉野の対中外交論が完成以来、政府の対中外交よりも強硬な内容のものになつたのは、恐らくこれが前後唯一の時期であつたらう。それほどまでに、吉野は中国ナショナリズムの前に戦々競々し、また「軍國的施設経営」に未練がまし

かった。

吉野の動揺の激しさを物語る、もう一つのいい例がいわゆる「国民党正系論」である。すなわち、「支那の健全なる良心を代表する中心勢力」は「巨人孫文先生の衣鉢をつぎ、三民主義の綱領を厳守する国民党の外にはない」（『日支両国大衆の精神的聯繫』一九二七年五月，中央公論，『選9』所収）とする「国民党正系論」は、直接的には蒋介石の4・12クーデターに起因するものであるが、要するに漢口事件や南京事件などといった反帝闘争が「全然共産党の仕事」（『支那近事』一九二七年五月，中央公論）だとするものである。

確かに吉野は共産主義を「過激主義」とし、共感を示さなかった。人間性への無限の信頼に基づく吉野の民本主義が唯物論的世界観に拒否反応を示すのは当然であり、およそ吉野の絶対視していた国民国家的な枠組みを通り越そうとするマルクス主義的階級論は明らかに吉野の思想と相反するものであった。つまり、「普通選挙の施行並に政権の普及に伴ふ其他の種々の政治的形式の整頓を、或る目的の手段と見ず、夫自身を目的とする」（『民本主義・社会主義・過激主義』一九一九年六月，中央公論，『選2』所収）民本主義が、プロレタリア独裁を「寡頭専制」と見做してもそれは無理ではない。それでも吉野は共産主義の発生原因に同情を抱くことを忘れなかった。

しかし、このような思想に対する吉野の寛容的態度は中国には適用されなかった。かつて連帯の対象としていた陳独秀、李大釗が中国共産党を組織し、そのうち李は吉野が終生憎悪してやまなかった張作霖によって27年に殺害された。そのような中国の共産主義運動に吉野が少なくとも心情的同情を寄せてもいいはずだが、「国民党正系論」は、中国革命運動勢力から彼らを脱落させた。彼らを脱落させる代わりに、吉野は孫文を“復活”させた。

かつて吉野は、将来における中国の中心勢力は革命派以外にあり得ず、「支那は結局に於て青年支那党の手に帰すべきもの」（前掲「対支外交根本策の決定に関する日本政客の昏迷」）と予見していた。この展望は革命史研究からしての当然の帰結で、その青年たちが「思想上又實際上最も日本に近い関係にある」（『対支政策に対する疑問』一九一七年三月，東方時論）からこそ「日支親善」は可能であり、日本の対中国外交もこの点に基づいて推進されるべきだと主張したのである。では、革命青年たちと孫文との関係について吉野はどのように認識していたかという点、吉野の『支那革命小史』（一九一七年，『選7』収録）は、一言でいって、孫文は中国革命の「元祖」ではあっても現在の推進勢力ではないと結論づける。「余程コスモポリタン」で「甘じて外援に頼る」孫文より、「愛国的精神に燃ゆる」青年たちの上に吉野の同情は注がれていた。

ところが、20年代に激発する中国の国権回復運動は、第三革命期からの以上のような両者の位置付けを逆転させた。「愛国的」な青年たちは「盲目的左傾革命家」となり、孫文は「近代稀に見る偉人」（『三民主義の解』一九二六年一二月，婦人公論）になった。このような孫文の「理想主義」への再評価は、多分当時における吉野の無産政党運動との関わりを考慮に入れつつ理解されなければならないだろう。それでも、「治外法権の撤廃・関税自主権の恢復の根拠」となっている民族主義は、「唯一個粉飾の辞と見るべき」（前掲「三民主義の解」）だと強弁してやまない吉野から、中国ナショナリズムへの苛立ちと反感を読み取ってもおかしくないだろう。

「国民党正系論」も、孫文の再評価も、当時最高潮に達した中国の排日に極限状態にまで追い詰められた吉野から発せられた奇形的な中国論であった。孫文の容共に沈黙したまま、再び孫文を語ることになっても、もはやそこから吉野の民本主義的な特徴を見いだすことは困難である。かつて親しみを抱いていた中国の青年たちがなぜ国権回復を叫び、なぜ排日に走ったかを吉野はついに理解することができなかった。「軍国的施設経営」を維持しながら「日支親善」を実現させるために、吉野の取った態度は共産主義を切り捨て、革命史研究を屈折させてまでの唐突な孫文再評価であった。

以後の吉野の中国論が俄然力の抜けた是非非的なものになるのは必然的といえよう。一次大戦下におけるような、あの確信と自信に満ちた中国論を彼はもはや書けなくなった。山東出兵も、現に出兵が行われた以上「その運用をば最低最要の限度に止めしめ、さらでも起り易き支那の排日感情を、出来るだけ阻止するの必要ある」（『支那出兵に就て』一九二七年七月，中央公論）というにすぎなかった。かつての寺内内閣に浴びせかけたような、あの激しい批判の声を田中内閣にはついに発しなかったのである。もちろん、吉野が田中内閣に好感をもつということはずらあり得ないが、非難は主に言論弾圧などといったところに向けられたものであって、中国政策そのものではなかった。一次大戦下の吉野であったれば、張作霖を援助するための山東出兵は当然この上ない辛辣な批判を受けなければならなかったはずである。

晩年における吉野の中国論の中から唯一彼の感情の高まりを感じ取れるものは、28年6月の張作霖爆殺事件後に掲げられた「支那の形勢」（一九二八年七月，中央公論，『選9』所収）である。張の北京放棄はそのまま中国革命の完成を意味するもので、吉野は「支那革命運動の歴史を回顧して、憂国志士の不屈不撓の活動を賛美したい」と率直な心境を漏らしている。これを機会に「遺れないものは返さぬことに決めてもよく、欲しいものは新に請求しても一向

に差支はな」く、とにかく「共存共栄の原則」に基づいて両国関係を新しく協定するために既存の関係を「一旦白紙の状態」に戻してから再整理しても構わないと、吉野は期待をかけた。しかし、その後の吉野は再び沈黙を守る。彼は29年の国民政府承認の際においても、何も言おうとしなかった。

ところで、1930年、吉野の久々の中国論・『対支問題』が公にされた。吉野の最後の中国関係著作となるこの書物の中から、わたくしはある変化への兆しを読み取らずにはいられない。吉野は五四運動後の中国ナショナリズムの質的变化に、まだはっきりとした整理がついてないようみえ、「支那の厭ふのは単に其の進出の侵略的なる点に在るのか又は大陸進出その事をすべて非とするか其辺の事は十分に明瞭ではない」というに止めている。しかし、中国を統一まで「持ち運んで来た隣邦四億の大衆は、決して無能の民族」ではなく「我々は一応出発点に還つて改めて支那観を鍛へ直す必要がある」と、吉野はいう。かつて「唯一個粉飾の辞」にすぎぬと強弁した「民族主義」についても吉野は、「理屈はともかく、活きた魂の正直な働き方としては今日までの推移の上には些の無理もないやうに思ふ。寧ろ私は之を愛国的精神の漸進的醇化と観て居る」と率直に評価している。そして、これらの変化と直接的な関連性をもつかどうか確認できないが、1929年から再開された吉野の中国語学習（狭間直樹「吉野作造と中国」〔『選7』の解説論文〕参照）のことも、わたくしはやはり注目したい。

しかし、日中間の現実には吉野に自説を十分顧みるほどの時間と余裕を与えてくれなかった。状況は彼を後にしつつ急進していった。変化の兆しを孕んだまま書かれざるを得なかった「民族と階級と戦争」（一九三二年一月、中央公論、〔『選9』所収〕において、吉野は例のごとく見事な状況分析を行いながらも、ついに彼自身の提案を出せぬまま論を結んだ。そこからは、必ずしも現状に満足できないながらも、自分自身の代案を提示できない、苦悩する中国専門家・吉野作造の姿がありありと伝わってくる。もはや自説の民本主義的な中国論でもって日中間の懸案を論じるには、あまりにも国内外的条件が変わっており、吉野自身はそれを敏感に感じ取っていたであろう。

6 民本主義と帝国主義

—「あとがき」に代えて—

吉野の中国論を支える両軸は、革命史研究に基づく中国統一への展望と日本の既成権益維持であった。前者が吉野の中国論がもつ先進性の要因であるならば、後者はその先進性を段々と色あせたものにさせていった原因であった。

従来の吉野研究は両者のいずれの一方を過大に強調しながら、それぞれ吉野の「非帝国主義性」を、あるいは「帝国主義性」を論じようとした。ところが、「民本主義と帝国主義」論争はその後、これといった論理的詰めもなく「非帝国主義」として定着し、資料的な検証を経ていない「非帝国主義者・吉野」というイメージの独り歩きは、吉野の中国論の全体像を把握することを制約してきた。わたくしは、たとえそれがどれほど格調高い五四運動論であっても山東を中国に返せと主張する吉野の論文を見たことがない。と同時に、たとえそれがどれほど日本の権益を擁護しようとしても、むきだしの侵略を訴える吉野の言説を読んだこともない。吉野は「民本主義と帝国主義」を調和させようとした。それがいかに不可能なことであったにせよ、吉野の努力は終始真摯で真面目な姿勢で行われた。

吉野が革命史研究を通じて得たものは、中国社会に貫通する国民国家的普遍性の法則の発見であった。「民衆」をもととする吉野の政治観、歴史観に青年中国の未来が接ぎ木された時、民本主義的な中国論は完成された。群を抜いた五四運動論もそのような普遍性の発見が生んだものであり、吉野の中国論が大正期を通じて先進性を保ち得た理由もそこにあった。ややもすれば中国社会の奇形性や特殊性をことさらに否定的に強調しながら、日本の対中国侵略を正当化してきた低級な「支那論」と質的に異なる吉野の中国論は、中国社会に底流する民本主義的な潮流（正確に言えば中国の近代主権国家形成への動き）を発見することによって確固たる立脚点をもち得た。そして吉野は、そのような国民国家的普遍性を中国社会に適用しようとしたのである。この点こそが、中国を「文化」あるいは「社会」としてのみ認識する当時の中国専門家群から、吉野を際立たせる場所であった。

しかし、吉野は中国革命史研究者である以前に経世家であった。考えてみれば、中国革命と関わった近代日本の知識人たちが社会の中心部で華々しく活動するというよりは、どちらかといえば、底辺をその主な領域とする人が多い中、欧米帰りの帝国大学教授という吉野の肩書は異色であった。いってみれば、吉野は「洋学紳士」と「豪傑君」とを一身に体現する希有なる存在であった。こうした社会のエリートとしての吉野の前に、現実問題として中国問題が横たわっており、それに何らかの発言を試みるべき社会的責任を吉野の「経世済民」型エートスが感じ取っても、それは不思議ではない。中国革命史学習が始まる以前における、吉野の二ヶ条要求への情熱的な取り組み方は、彼の中国論の出発を考える際、重要な意味をもつものといえよう。つまり二ヶ条要求から後まで一貫する吉野の権益擁護論は、現実的動機から発せられたナショナル・インタレスト論であり、その後の革命史研究はそのような外交論的中国

論に基本的な枠組みを与え、また原則的な方向を提示したとみるべきであろう。

両者はそれぞれ吉野の中国論を支える基本軸であったが、1920年代の日中間の現実はいずれの共存を許さなかった。五四運動を境とする中国ナショナリズムの質的変換は、吉野の中国論にそのいずれかの選択を迫るものであったが、彼はひたすら両者の調和の可能性を信じようとした。それほどまで「軍国的施設経営」は、吉野にとって切実な現実問題として存在していたのである。この意味で吉野の中国論は、それが無限な可能性を秘めたものであったにもかかわらず、結局「中国認識失敗の歴史」としての「近代日本の歴史」(野村浩一『近代日本の中国認識』[研文出版、一九八一年])の例外たり得ない。

吉野の国家理性は、彼の対中国外交論をある意味で、広義の帝国主義といえるような内容のものにさせていった。同時に、彼の民本主義をも段々と矮小化させていった。吉野におけるこのような国民主義と国家主義の非対称的關係は、強い近代をむかえた地域の知識人たちによく見受けられる一般的傾向でもあった。対外的危機感と背中合わせでの国民国家創設への情熱は、後発の国民主義をしばしばエゴイスチックに拒否した。こうした現象はナショナリズムのほとんど弁証法的な展開なのか、それとも国民主義の自己矛盾なのか、それは定かでない。しかし我々は、すでにナショナリズムの帝国主義への墮落の経験を歴史的実在としてもっている。小論で取り上げた吉野作造も、その歴史の一齣ではあっても例外ではなかった。

それでもわたくしからみれば、吉野自身の意識のなかにおいて、そのような日本のナショナル・インタレスト論の片面的展開に矛盾と葛藤を伴わずにはいられなかったように見受けられる。前述した中国革命への揺れ動く評価の振幅は、そのまま吉野の苦悩の軌跡でもあった。だから、吉野はたとえ一度たりとも中国ナショナリズムを全否定したり、日本の国家エゴイズムを全肯定したまま中国を侵略せよとは言わなかった。彼の民本主義の本物さを雄弁に物語っているこの点こそ、近代日本とアジアの関係を思う際、特筆大書すべきことであろう(ありもしない虚像の吉野ではなく)。吉野のこうした穏和なナショナル・インタレスト論が、いまから読んではいろいろな限界付きのものであっても、また結果的にはついに中国ナショナリズムを直視できなかったにしても、彼を単なる過ぎ去った人物たらしめるほど、わたくしたちは「アジア」を克服していない。ここに民本主義と帝国主義の関係を問う今日的意義が横たわっている。